

都道首都高速板橋足立線（北区滝野川区間）高架下利用計画（案）

1 計画概要

本件は、都道首都高速板橋足立線の北区滝野川区間の約 0.3km について、高架下利用計画を策定するものである。

2 土地の利用の特徴

都道首都高速板橋足立線は、首都高速 5 号池袋線と高速川口線を結ぶ、中央環状線の北側を形成する延長 7.1 km の路線であり、板橋区、北区、足立区を通過している。当該高速道路は、平成 14 年 12 月 25 日に供用され、平成 27 年 3 月 29 日に王子南出入口が完成した。

北区に位置する当該高架下の都市計画用途地域は、商業地域に指定されており、周辺の土地の利用用途は、店舗や事務所、住宅等となっている。

交通面では、都営地下鉄三田線西巣鴨駅から北へ直線距離約 200m に位置している。また、当該区間は国道 17 号及び国道 122 号に沿って整備されている。

3 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の決定

別表のとおり利用用途を決定するものとする。

以 上

都道首都高速板橋足立線(北区滝野川区間)高架下利用計画

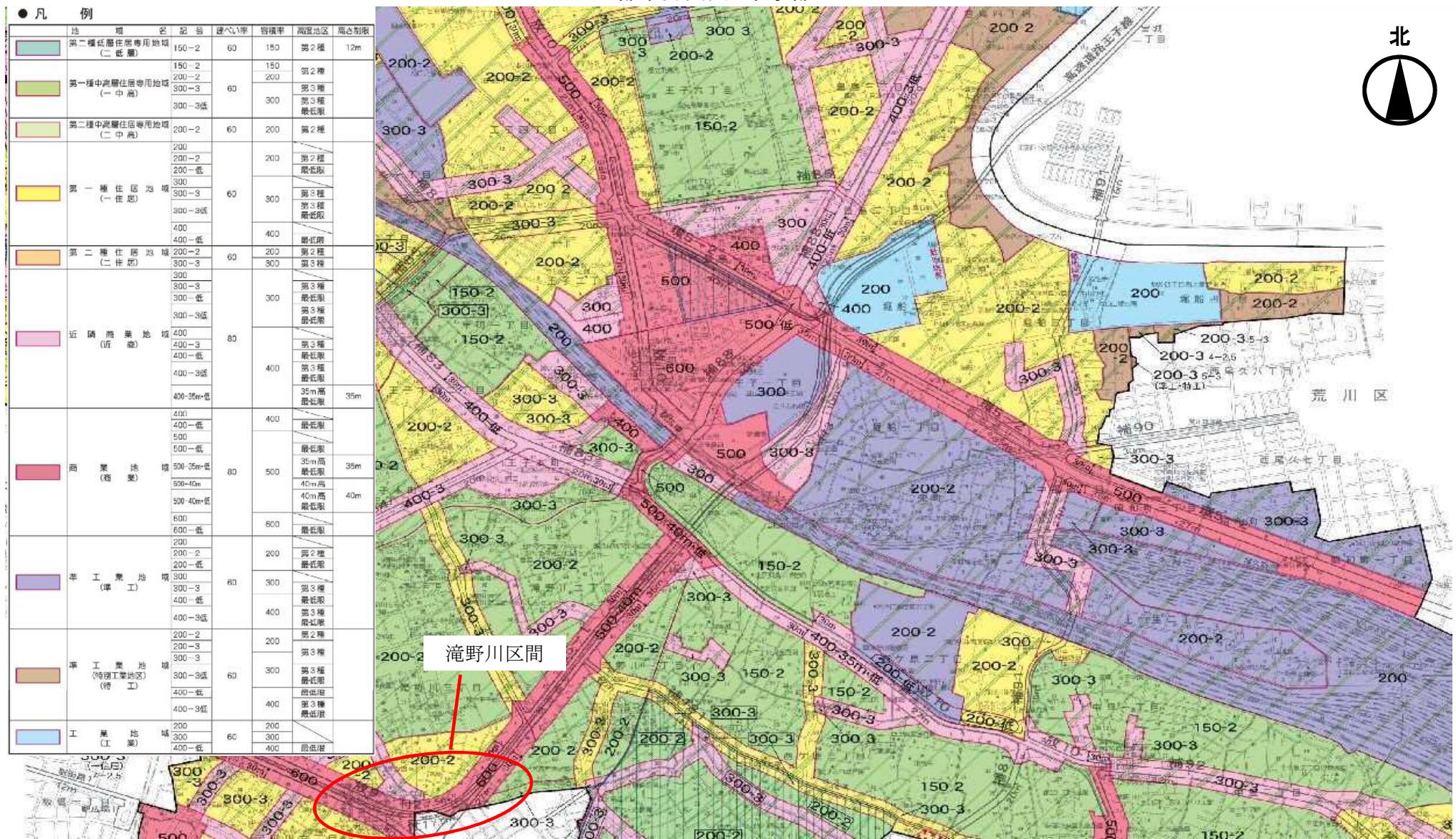
区間名	番号	延長(m)	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅	最寄駅 直線距離	建ぺい率/容積率	占用主体	利用用途	利用用途設定理由
滝野川	①	約39m	商業地域	店舗、事務所、住宅等	8m	都営地下鉄 三田線 西巣鴨駅	約200m	80%/600%	国又は地方公共団体	自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が商業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
	②	約84m			7m				国又は地方公共団体	自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が商業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
	③	約2m							入札により定める	自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、事務所、店舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が商業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
	④	約21m							国又は地方公共団体	自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が商業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。

なお、上記以外の利用用途未定区間については、市街化の状況や道路建設の状況を踏まえて、改めて計画を策定するものとする。

位置図（北区滝野川区間）

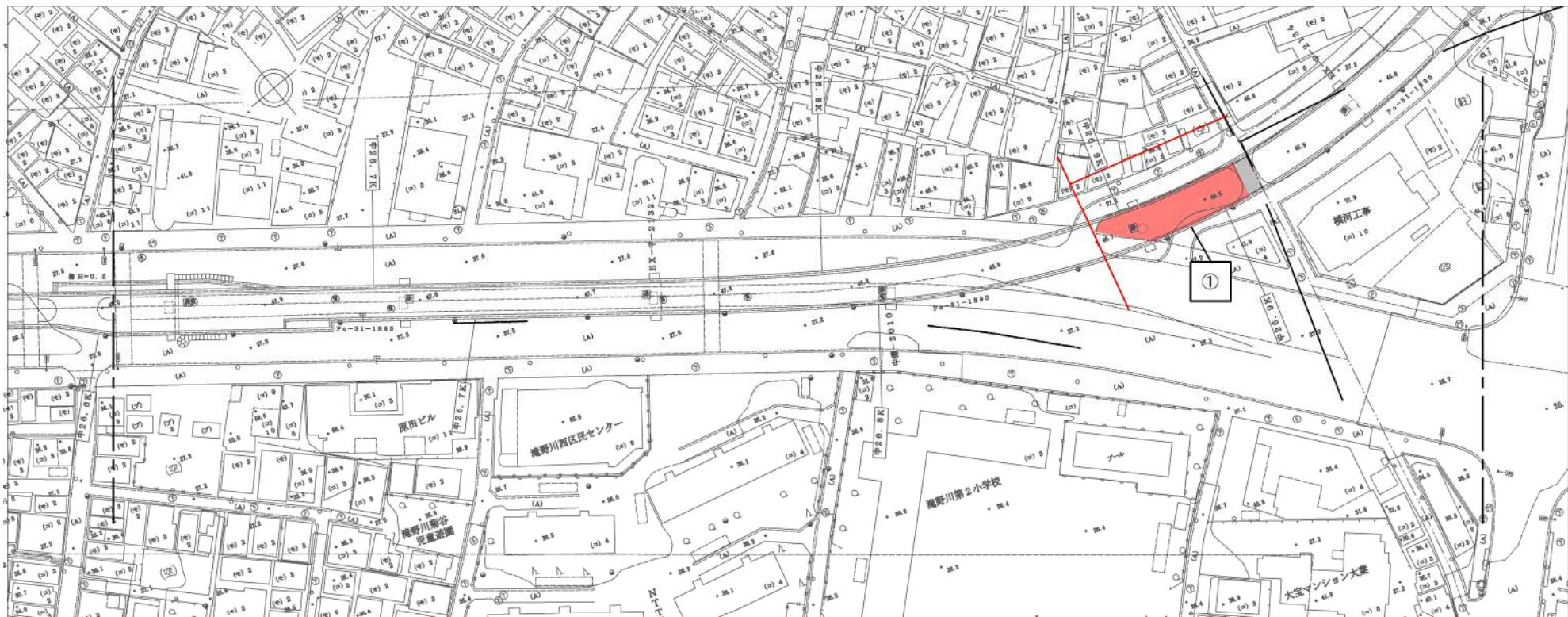


都市計画図 東京都北区



高架下利用可能箇所図【滝野川区間 1／2】

対象区間

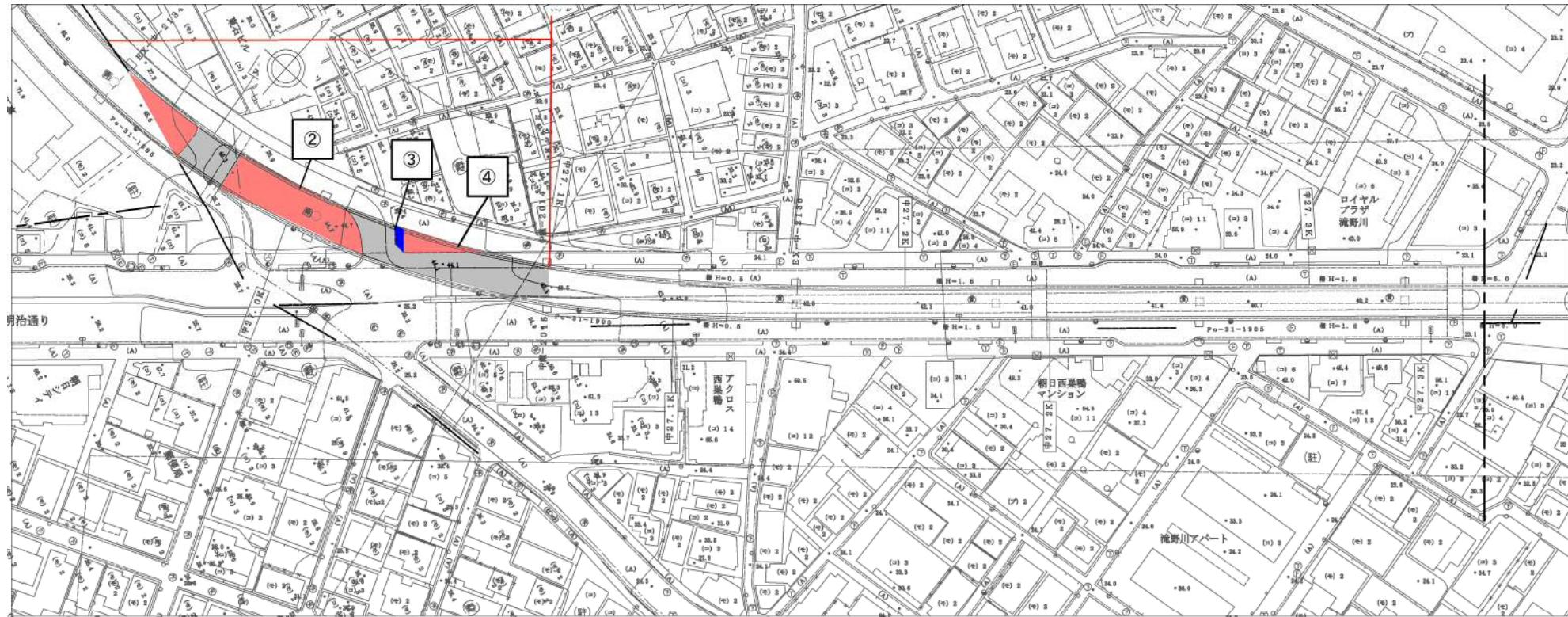


凡例

- : 国及び地方公共団体による占用
- : 入札により定める
- : 道路管理用施設
- : 占用不可（街路等）

高架下利用可能箇所図【滝野川区間 2／2】

対象区間



凡例

- : 国及び地方公共団体による占用
- : 入札により定める
- : 道路管理用施設
- : 占用不可（街路等）